

綾瀬市公園愛護活動助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する公園、緑道及び緑地並びに綾瀬市児童遊園地認定要綱（平成11年10月1日施行）の規定により認定を受けた児童遊園地（以下「公園等」という。）の美化及び施設の保全のための維持管理活動を地域住民と一体となっていくためにその実施団体を育成し、もって公共施設愛護思想の普及及び向上を図ることを目的とする。

(設立)

第2条 前条の目的に賛同する団体は、市長の承認を得て公園愛護活動を行う団体（以下「公園愛護会」という。）を設立しなければならない。

2 公園愛護会は、10人以上で組織された団体とし、1公園1団体とする。

(活動対象)

第3条 (削除)

(活動内容)

第4条 公園愛護会が行う公園愛護活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共施設愛護思想の普及
- (2) 公園内の清掃 1箇月1回以上
- (3) 公園内の除草 4月から10月までの間4回以上
- (4) 施設破損等の連絡
- (5) その他公園愛護に必要な活動

(設立届等)

第5条 団体は、公園愛護会を設立するときは、公園愛護会設立届（第1号様式）に必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、諾否を決定し、公園愛護会設立承認通知書（第2号様式）により代表者に通知するものとする。

(報告等)

第6条 公園愛護会は、毎年度当初に当該年度の活動予定、会員名簿及び前年度の活動実績を市長に報告するものとする。

(変更の届出)

第7条 公園愛護会は、年度途中において次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに公園愛護会会員等変更届（第3号様式）を市長に提出するもの

とする。

(1) 公園愛護会の名称、会員及び愛護活動の対象となる公園を変更しようとするとき。

(2) 年間の活動予定を変更しようとするとき。

(3) 公園愛護会を解散しようとするとき。

(指導及び助言)

第8条 市長は、必要に応じ公園愛護会活動の実施状況を調査し、その活動内容等に関し指導及び助言をするものとする。

(助成金)

第9条 市長は、公園愛護会に対し公園愛護活動助成金（以下「助成金」という。）を別表に定めるところにより交付することができる。

(助成金の交付申請)

第10条 前条に規定する助成金の交付を受けようとする公園愛護会は、公園愛護活動助成金交付申請書（第4号様式）により毎年度5月末日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で設置を承認された公園愛護会が、前項に規定する助成金の交付申請を行う場合は、当該公園愛護会の設置を承認された月の末日までに申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、所要の審査を行い交付の適否を決定し、公園愛護活動助成金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付時期)

第12条 第9条に規定する助成金は、毎年度6月末日までに交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると市長が認めた場合は交付時期を変更することができる。

(助成金の端数計算)

第13条 年度の途中で設置を承認された公園愛護会は、助成金の額を算出する場合において、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(助成金交付の取消し及び変更)

第14条 市長は、公園愛護会が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 公園愛護活動が年間を通じて停止していると認めるとき。
- (2) 公園の廃止その他の理由により、助成の必要が無くなったとき。

2 市長は、公園愛護会が活動対象とする公園の区域に変更があった場合は、助成金の額を変更することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成3年5月1日から施行する。
(令和2年度における公園愛護活動助成金の額等の特例)
- 2 令和2年度における公園愛護活動助成金の額は第9条の定めにかかわらず、第9条に定める額を12で除した額に、11を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。）とする。
- 3 令和2年度における公園愛護活動助成金の交付時期は、第12条の定めにかかわらず、適正な請求書の提出があった日から30日以内に支払うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第9条関係）

助成金額	基本額	加算額	備考
基本額に加算額を追加したもの	12,000円	管理面積1平方メートルにつき10円	(1) 100円未満は切り捨て (2) 交付金額の限度は年額54,000円

第1号様式（第5条関係）

（表）

公園愛護会設立届	
年 月 日	
(宛先) 綾瀬市長	
住所	
代表者	
氏名	
愛護会の設立を届け出ます。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する。 <input type="checkbox"/> 承認しない。
承認しない理由	

備考 太枠内のみ記入してください。

第2号様式（第5条関係）

公園愛護会設立承認通知書

年 月 日

会長 愛護会 様

綾瀬市長

年 月 日付けで届出のありました

愛護会の設立について、次のとおり通知します。

1 決定区分 承認する。 承認しない。

2 承認しない理由

第3号様式（第7条関係）

（表）

公園愛護会会員等変更届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

愛護会

会長

次のとおり変更（解散）を届け出ます。

変更（解散）年月日 年 月 日

(裏)

公園愛護会の名称			
変更前			
変更後			
区分	会員氏名	住所	電話番号
変更前			
変更後			
変更前			
変更後			
変更前			
変更後			
変更前			
変更後			
変更前			
変更後			
変更前			
変更後			
対象とする公園			
変更前			
変更後			
年間の活動予定			
変更後			

備考 年度途中で変更が生じた場合のみ、該当欄に記入してください。

第4号様式（第10条関係）

公園愛護活動助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

愛護会

申請者 会 長

次のとおり助成金の交付を申請します。

対象とする公園	公園		
助成金交付申請額	円		
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付する。	<input type="checkbox"/> 交付しない。	交付額 円
交付しない理由			

備考 太枠内のみ記入してください。

第5号様式（第11条関係）

公園愛護活動助成金交付決定通知書

年 月 日

会長 愛護会 様

綾瀬市長

次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交付する。 <input type="checkbox"/> 交付しない。
交 付 決 定 額	円
交 付 し な い 理 由	
備 考	